

富山県立大学入試・学生募集委員会規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(設置)

第 1 条 富山県立大学に入試・学生募集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、各学部の入試、学生募集に関し、次に掲げる事項を担当する。

- (1) 入学試験の企画及び実施に関すること
- (2) 学生募集に関すること
- (3) 大学入学共通テストに関すること
- (4) その他の入学者の選抜に関し必要と認められること

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 入試・学生募集部長
- (2) 副入試・学生募集部長
- (3) 工学部の各学科及び教養教育センターが選出する各 2 人の教員（教授又は准教授に限る。）
- (4) 情報工学部の各学科が選出する各 2 人の教員（教授又は准教授に限る。）
- (5) 看護学部が選出する 3 人の教員（教授又は准教授に限る。）
- (6) 事務局長
- (7) その他学長が指名する者

(任期)

第 4 条 前条第 3 号から第 5 号までに掲げる委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(業務の制限)

第 5 条 高等学校第 3 学年に達する者又は大学への入学を志願する者が配偶者又は二親等以内の親族にある委員は、第 2 条第 1 号に関する業務（学校推薦型選抜及び一般選抜に係る業務に限る。）及び第 3 号に関する業務に就くことはできない。

2 前項に規定する委員の配偶者又は二親等以内の親族が富山県立大学への入学者選抜試験に志願しないことが明らかになった場合は、当該委員は、第 2 条第 1 号のうち学校推薦型選抜及び一般選抜に関する業務に就くことができる。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置き、入試・学生募集部長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、副入試・学生募集部長をもって充てる。

(運営)

第 7 条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に支障があるときは、副委員長がその職務を代行する。

- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議は非公開とする。
- 5 委員会の会議にかかる審議資料及び会議録は、公開しない。ただし、審議資料については、委員会の議決により公開することができる。
(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見をきくことができる。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 公立大学法人富山県立大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年富山県条例第3号）に基づき廃止される前の富山県立大学工学部入試・学生募集委員のうち、専攻ごとに選出する教員で平成26年4月1日に委員に就任した者の任期は、第4条本文の規定にかかわらず平成28年3月31日までとする。ただし再任を妨げない。

附 則

この規程は、平成30年4月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月23日から施行する

附 則

この規程は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月7日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正前の富山県立大学入試・学生募集委員会規程第3条第3号の規定に基づき選出された委員であって、令和5年4月1日に委員に就任した者については、情報工学部の委員にあつてはこの規程による改正後の富山県立大学入試・学生募集委員会規程第3条第4号に定める委員とみなし、その任期は、同規程第4条本文の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。